改正

令和2年6月21日

令和3年8月10日

いわき市地方卸売市場買出人登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公設地方卸売市場(以下「市場」という。)に入場して仲卸業者から販売を受ける者(以下「買出人」という。)について必要な事項を定め、もって市場における秩序を維持し、 円滑な取引の促進を図ることを目的とする。

(買出人の登録)

第2条 買出人は、市長が行う登録を受けている者でなければならない。

(登録対象者)

- **第3条** 買出人の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 売買参加者でない花きの小売業者又は加工業者
 - (2) 飲食店営業者
 - (3) その他市長が適当と認める者

(登録手続)

- 第4条 買出人の登録を受けようとする者は、買出人登録届出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 市町村長の発行する身分証明書
 - (3) 営業証明書
 - (4) 飲食店営業等の買出人については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に規定する許可証の写し

(登録台帳)

第5条 市長は、買出人の登録の届出があった場合は、これを審査し、登録が適当と認められる場合は、登録台帳に登載し、速やかにその旨を届出者に通知するとともに買出人章(第2号様式)を交

付するものとする。

(買出人章及び帽子の着用)

第6条 買出人が市場に入場するときは、買出人章を付けた帽子を必ず着用しなければならない。

(氏名変更等の届出)

- 第7条 買出人が次の各号に該当するときは、その旨を直ちに届け出なければならない。
 - (1) 廃業したとき。
 - (2) 氏名を変更したとき。
 - (3) 住所又は商号等を変更したとき。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前にいわき市中央卸売市場買出人登録実施要綱の規定によってした処分、手続そ の他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (令和2年6月21日)

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則(令和3年8月10日)

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

買出人登録届出書

いわき市長 様

届出区分(該当する□に <i>レ</i> を入れてください。) □花 き 部			届出	年	月	日	
買出人氏名	名称(会社名又は商店名)			商号又は屋号			
代表者氏名(申請者が個人であ るときは記入しな いこと。)	住所						
		電					
業種(該当する□にレを入れて ください。)		誓	約	書			
□ 小売業者							
□ 加工業者	私は、いわき市公設地方卸売市場の買出人として市場に入場し商取引を行うにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。なお、これに違反したときは、いかなる処分を受けても異議申立てをいたしません。 1 いわき市地方卸売市場業務条例第70条1項、						
□ 飲 食 店 (具体的に記入してください。)							
	及びいわき市地方卸売市場場内取締要綱第2 に規定する市場秩序の維持に万全を尽くし、						
	止されている行為を行いません。 2 いわき市地方卸売市場場内取締要綱第3条に						
□ その他(病院、旅館、下	規定する交通規則を遵守し安全運転に努めます。 3 買出人章を付けた帽子を必ず着用し、商取引を行います。						まっ
宿業等の大口需 用者)							
	4 買出人章を忘れてきた時は、場内へは入場い						
	たしません。						
	5 卸売(せり売)場内へは入場いたしません。 6 暴力団員等又はそれらと社会的に非難される						
	べき関係を有する者に関与いたしません。						
			署名				
		年	月 日受理	II.			
			太枠内は、 入しないこ		番号		号

第2号様式(第5条、第6条関係)

